

「宜野湾市いじめ防止基本方針」の概要

宜野湾市は、「すべての児童生徒は、一人の人間としてかけがえのない存在であり、心と体に苦しみや痛みをもたらすいじめは、人間として尊重され成長する権利を著しく侵害する重大な人権侵害である」との認識にたち、いじめを防止するために平成27年11月に「宜野湾市いじめ防止基本方針」を策定しました。ここでは、いじめ防止に向けた宜野湾市の取組みについて紹介します。

宜野湾市、教育委員会、学校、家庭、地域等は、児童生徒の健全育成及びいじめのない社会の実現を柱としており、市内の全ての児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、次のような姿勢で取組みます。

○ いじめは絶対に許されない

いじめはどんな理由があっても決して許されない行為であり、見過ごしたり、放置したり、許容しないことが大切であるとの認識を共有し、いじめの防止等に取組みます。

○ 地域社会総がかりで向き合い、対応する

学校や教育委員会、家庭だけでなく、市福祉推進部、宜野湾警察署、民生委員、保護司、県や市配置SSW・SCなど多くの大人の関わりを活かし、関係機関と連携した取組みを進めます。

○ 教職員は、具体的な取組みを行う

学校におけるいじめの防止に関する取組みを「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」として、具体的に行います。

○ 重大事態発生時の対応のための組織の設置

重大事態が発生した場合の対処または、同種事態の発生の防止のため必要があるときの附属機関を設置しました。

教育委員会の附属機関「いじめ問題専門委員会」

市長部局の附属機関「いじめ問題調査委員会」